

(地方卸売市場に係る変更の届出)

第二十七条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の七日後まで(都道府県が別に定める場合にあつては、その期限まで)に、別記様式第四号(都道府県が別に定める場合にあつては、その様式)による届出書を提出してしなければならない。

2 地方卸売市場の開設者は、前条第三号から第九号までに掲げる変更(都道府県が別に定める場合にあつては、その変更)については、その年度に係る法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告をもって、前項の規定による届出書の提出に代えることができる。

3 第一項の届出書の提出又は第二項の報告をする場合において、当該変更が業務規程又は第十七条第三項各号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の業務規程又は書類を添付しなければならない。

(3) 冷凍鯨肉以外の冷凍水産物及び生鮮水産物の加工品(湯煮又は焼干したものを除く。)

(4) 牛及び豚の部分肉(枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割した場合におけるそれぞれの部分の肉をいう。)、輸入に係る牛肉、馬肉、豚肉及び羊肉(その輸出国の政府又はこれに準ずる機関が規格により格付けをしたものに限る。)並びに鳥肉及び鳥卵

(5) 加工食料品(1)から(3)までに掲げる加工食料品を除く。)

(6) 花きのうち種苗、花木、鉢植えのもの、枝物(花又は紅葉若しくは黄葉した葉の付いたものを除く。)及び乾燥、染色その他の方法で加工されたもの

(7) 一定の規格を有するため現物を見なくても適正に取引することが可能なもの(1)から(6)までに掲げるものを除く。)であつて、開設者が中央卸売市場又は中央卸売市場の各市場ごとに、当該中央卸売市場に対する供給事情が比較的安定しているものとして業務規程で定めるもの

ロ 当該申請に係る取引において、物品の引渡年月日、出荷者の氏名又は名称及び卸売の数量その他の公正な価格形成を確保するために必要な事項として開設者が業務規程で定めるものが提供されることになること。

ハ 当該申請に係る取引において、当該市場の仲卸業者及び売買参加者が当該取引に参加する機会が与えられること。

二 当該申請に係る取引において、物品の引渡方法が定められることになること。

(せり人の登録についての基準)

第二十七条 法第四十三条第二項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 開設者は、法第四十三条第一項の登録(以下この条において「登録」という。)の申請に係るせり人が次に掲げる者のいずれかに該当する場合には、登録をしてはならないこと。この場合における二に掲げる者に該当するかどうかについての認定は、開設者が行なう試験の結果によることができること。

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないもの

ハ 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者

二 せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有していない者

ニ 登録は、開設者がその市場に備え付けるせり人登録簿にせり人の氏名及び住所、登録年月日並びに登録番号を記載してすること。

三 開設者は、登録をしたときは、その登録を受けたせり人に対し、登録証を交付すること。

四 登録の有効期間は、五年とすること。ただし、初めて登録を受ける者の登録の有効期間及び法第四十三条第三項の規定により取消し又は制限を受けた者の当該取消し又は制限後の最初の登録の有効期間は、三年とすること。

五 登録の更新については、第一号から前号までに掲げる基準を準用すること。